

国立大学法人奈良教育大学広報委員会規則

平成23年12月22日
制 定

改正 平成24年 2月16日規則第16号

改正 平成24年 2月22日規則第17号

改正 平成26年 3月20日規則第15号

改正 平成27年 7月29日規則第39号

(設置)

第1条 国立大学法人奈良教育大学学則（平成16年奈良教育大学規則第1号）第12条第3項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学広報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、広報に関する次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 広報誌、ホームページの企画・編集など、社会への大学情報の発信に関すること。
- 二 本学の教育及び研究並びに組織及び運営の状況（学校教育法施行規則第172条の2に規定する情報を含む。）の公表に関すること。
- 三 各種委員会情報など、学内への情報提供に関すること。
- 四 その他広報に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副学長（国際交流・地域連携担当）
- 二 理事（総務担当）
- 三 学長が指名する教職員 3人
- 四 総務課長

2 前項第三号の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第三号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、副学長（国際交流・地域連携担当）をもって充てる。

(副委員長)

第6条 委員会は、必要に応じて、委員長を補佐する者として、副委員長を置くことがで

きる。

2 副委員長に関して、必要な事項は、委員会が別に定める。

(委員会)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(専門部会)

第8条 委員会は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関して、必要な事項は、別に定める。

(ワーキンググループ)

第9条 委員会は、設置期間限定のワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関して、必要な事項は、別に定める。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(学長への報告)

第11条 委員会で決定した重要な事項は、学長に報告する。

(事務の処理)

第12条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則の適用にあたり、副学長(特命担当(国際交流・地域連携担当))を置いた場合は、第3条第1項第一号中「副学長(研究担当)」を「副学長(特命担当(国際交流・地域連携担当))」に、第5条第2項中「副学長(研究担当)」を「副学長(特命担当(国際交流・地域連携担当))」に読み替えるものとする。

附 則(平成24年規則第16号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第17号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第15号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第39号）

この規則は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。